

蒲郡市放課後等デイサービス支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 蒲郡市放課後等デイサービス支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、令和2年2月27日に示された小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）への一斉臨時休業要請（以下「臨時休業」という。）に伴い、放課後等デイサービスの利用の増加等により費用負担が生じた保護者への財政支援を行うため、第3条に規定する事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において放課後等デイサービス事業所に交付するものとし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）及び特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業実施要綱（令和2年3月13日付け障発0313第5号（一部改正令和2年5月13日障発0513第3号）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、放課後等デイサービスを実施している市内の放課後等デイサービス事業所（以下「事業所」という。）の設置者とする。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和2年4月1日以降に補助対象者が実施した放課後等デイサービスのうち、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するものとする。

- (1) 臨時休業に伴い、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等のため、事業所が電話等による代替的な方法で提供するサービスを利用したと市長が認める場合
- (2) 臨時休業に伴い、新たに障害児通所支援給付費の支給決定（以下「支給決定」という。）を受けた児童が、臨時休業が終了した後に想定される利用予定日より多くの放課後等デイサービスを利用したと市長が認める場合
- (3) 臨時休業開始前から支給決定を受けていた児童であって、臨時休業に伴い令和2年3月当初の利用予定日数を超える日数について放課後等デイサービスを利用したと市長が認める場合

(4) 臨時休業開始前から支給決定を受けていた児童及び臨時休業に伴い、新たに支給決定を受けた児童について、放課後等デイサービスの基本報酬単価が学校の授業終了後の単価から学校休業日単価へ変更されることにより利用者負担額が増加した場合

(5) 臨時休業に伴って事業所営業時間前の支援時間が増加した児童について、当該営業時間前の支援により算定した児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表第3の10に定める延長支援加算の算定単位数が、臨時休業開始前より増加したと市長が認める場合

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業の実施に必要な経費のうち市長が必要と認める経費とする。

2 補助金の交付の額は、前条各号に掲げる場合に係る支給決定保護者に対して、事業所が利用料（実費負担を除く。）を請求する場合における利用者負担の増加分の額とする。

（交付の申請）

第5条 規則第4条の規定による補助金の交付の申請は、蒲郡市放課後等デイサービス支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）によるものとする。

（補助金の額の決定通知）

第6条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、速やかに交付すべき補助金の額を決定し、蒲郡市放課後等デイサービス支援事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により補助金の交付の申請をした者に対して通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた補助対象者は、当該通知の日から10日以内に、蒲郡市放課後等デイサービス支援事業補助金請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月5日から施行し、同年4月1日以降に実施された放課後等デイサービスについて適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月22日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

蒲郡市放課後等デイサービス支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

申請者

所在地

名 称

代表者職氏名

蒲郡市放課後等デイサービス支援事業費補助金の交付を受けたいので、蒲郡市放課後等デイサービス支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 申請額 金 円

2 補助事業を実施する事業所

事業所名：

所在地：

事業所番号：

添付書類

蒲郡市自己負担額計算シート

第2号様式（第6条関係）

蒲郡市放課後等デイサービス支援事業費補助金交付決定通知書

蒲 第 号
年 月 日

補助事業者

様

蒲郡市長

年 月 日付けで交付申請のあった蒲郡市放課後等デイサービス支援事業費補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、蒲郡市放課後等デイサービス支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

補助金の名称	蒲郡市放課後等デイサービス支援事業費補助金
補助金の交付決定額	円

第3号様式（第6条関係）

蒲郡市放課後等デイサービス支援事業費補助金請求書

年 月 日

（宛先）蒲郡市長

（申請者）所在地

名 称

代表者職氏名

電話番号

蒲郡市放課後等デイサービス支援事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

1 請求額

円

2 振込先口座

金融機関名	銀行 信用金庫 農協 店
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
ふりがな	
口座名義	